



21消安第13622号  
平成22年3月16日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布及び施行について

昭和46年12月1日農林省告示第1997号（家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する標記告示が、別紙のとおり平成22年3月16日付けで公布、施行されたので了知の上、輸入動物検疫の的確な実施をお願いします。

(参考)

1. 新たに指定された施設

中国（稲わら等加熱処理施設）

番号	施設名	住所
LNRC 023	DALIAN XUELONG STRAW FUMIGATION CO., LTD.	YAOLA ROAD, ZHONGGE VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN

インドネシア（ケナフ加熱処理施設）

施設名	住所
PT.Global Agrotek Nusantara Lamongan Plant	JI. Raya Surabaya - Barat KM 58 + 200, Desa Karangtinggil, Kecamatan Pucuk, Kabupaten Lamongan, Propinsi Jawa Timur 62257

2. 削除された施設

中国（稲わら等加熱処理施設）

No.	施設名	住所
LNRC007	Dalian Hualong Grass Co., Ltd.	Zhongge Village, Gezhenpu Town, Ganjingzi District, Dalian, China

获得注册登记的输日稻草热处理企业名单

(中国稻わら加熱消毒施設リスト)

施設番号	名称	住所
1 LNRC001	大連安達進出口有限公司	大連市甘井子区西北路898号
	DALIAN ANDA IMPORT & EXPORT CO.,LTD.	NO. 898, XIBEI ROAD, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
2 LNRC002	大連宝琦草業有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮中革村第二儲運倉庫
	DALIAN BAOQI GRASS CO.,LTD.	SECOND WAREHOUSE, ZHONGGE VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN, CHINA
3 LNRC003	大連保佳飼料有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街1号
	DALIAN BAOJIA FORAGE CO., LTD.	NO.1, HOUGE STREET,GEZHENPU TOWN,GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
4 LNRC004	大連海金飼料有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街1号
	DALIAN HAIJIN FEED PROCESSING CO.,LTD.	NO.1, HOUGE STREET, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
5 LNRC005	大連賀蘭福草業有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革村
	DALIAN HELANFU GRASS CO.,LTD.	HOUGE HAMLET,GEZHENPU TOWN, GANJINGZI BOROUGH, DALIAN CITY, CHINA
6 LNRC006	遼寧華禾飼草有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮棋盤村
	LIAONING HUAHE FORAGE GRASS CO.,LTD.	QIPAN VILLAGE GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
8 LNRC008	黑龍江龍海草製品有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街437号
	HEILONGJIANG LONGHAI GRASS PRODUCT CO.,LTD.	NO.437,HOUGE STREET,GEZHENPU TOWN,GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
9 LNRC009	瀋陽龍基飼料有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街439号
	SHENYANG LONGJI FEED CO.,LTD.	NO.439,HOUGE STREET,GEZHENPU TOWN,GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
10 LNRC010	大連明食食品有限公司	大連市甘井子区朱棋路870号
	DALIAN MINGSHI FOODSTUFFS CO.,LTD.	NO.870,ZHUQI ROAD, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN

11	LNRC011	大連日生飼料有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街437号
		DALIAN RISHENG FORAGE CO.,LTD.	NO.437, HOUGE STREET, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
12	LNRC012	大連三葉飼料有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮中革村
		DALIAN SANYE FORAGE CO.,LTD.	ZHONGGE VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN, CHINA
13	LNRC013	大連世源貿易有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街437号
		DALIAN SHIYUAN TRADING CO.,LTD.	NO.437, HOUGE STREET, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
14	LNRC014	內蒙古特木牧草開發有限公司	大連市甘井子区革鎮堡後革村
		INNER MONGOLIA TEMU HUSBANDRY DEVELOPMENT CO.,LTD	HOUGE VILLAGE,GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
15	LNRC015	大連熙豐草業有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮棋盤村
		DALIAN XIFENG STRAW CO.,LTD.	QIPAN VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,DALIAN
16	LNRC016	大連鑫盛飼料有限公司	大連市甘井子区西北路867号
		DALIAN XINSHENG FORAGE CO.,LTD	NO. 867, XIBEI ROAD, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
17	LNRC017	瀋陽信誠飼料有限公司	遼寧省大連市甘井子区革鎮堡鎮羊圈子村
		SHENYANG XINCHENG FODDER CO.,LTD.	DALIANG STOREHOUSE, YANGJUANZI VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
18	LNRC018	松原星大飼草有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮中革村振中
		SONGYUAN XINGDA FORAGE CO.LTD.	CHUNYUN STOREHOUSE ZHONGGE VILLAGE GEZHENPU TOWN GANJINGZI DISTRICT DALIAN CHINA
19	LNRC019	大連雪龍農副產品產業有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮後革街413号
		DALIAN XUELONG ABP INDUSTRIES CO., LTD.	NO.413, HOUGE STREET, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT,
20	LNRC020	大連中檢草業有限公司	大連市甘井子区西北路872号
		DALIAN ZHONGJIAN FORAGE CO.,LTD	NO.872, XIBEI ROAD, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
21	LNRC021	大連中綠生物飼料科技有限公司	大連市甘井子区西北路872-2号
		DALIAN ZHONGLU ORGANIC TECHNOLOGICAL FORAGE CO.,LTD.	NO.872-2, XIBEI ROAD, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN

22	LNRC022	大連中遠農畜產有限公司	大連市甘井子区西北路867号第7号倉庫
		DALIAN CHUEN FARM PRODUCTS CO., LTD.	WAREHOUSE NO.7, NO.867, XIBEI ROAD, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN, CHINA
23	LNRC023	大連雪龍薰蒸有限公司	大連市甘井子区革鎮堡鎮中革村姚砬路
		DALIAN XUELONG STRAW FUMIGATION CO., LTD.	YAOLA ROAD, ZHONGGE VILLAGE, GEZHENPU TOWN, GANJINGZI DISTRICT, DALIAN
24	LNRC024	大連東日飼料有限公司	大連市甘井子区南関嶺鎮姚家村三髮包裝製品敷地内
		DALIAN DONGRI FORAGE CO., LTD.	COURYARD OF SANFA PACKAGING COMPANY YAOJIA VILLAGE NANGUANLING TOWN GANJINGZI DISTRICT DALIAN CHINA

# インドネシア ケナフ加熱処理施設

(2010年3月現在)

	施設名	住所
1	PT.Global Agrotek Nusantara Lamongan Plant	Jl. Raya Surabaya - Barat KM 58 + 200, Desa Karangtinggil, Kecamatan Pucuk, Kabupaten Lamongan, Propinsi Jawa Timur 62257

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省 令〕  
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（経済産業九）

## 〔告 示〕

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十條の規定による指定の件の一部を改正する件（法務一二七）  
○原戸籍の一部が滅失した件（同一二八）  
○日本国に帰化を許可する件（同一二九）  
○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の口上書の交換に関する件（外務九七）  
○国境税関大型貨物用検査機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九八）  
○アリシエル・ナポイ国立アカデミー・ポリシヨイ劇場音響、照明及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九九）

○上水道エネルギー効率改善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇〇）  
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇一）  
○気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇二）  
○ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇三）  
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務八八〇九）  
○実名登録の件（文化庁一三三）  
○地すべり防止区域を指定する件（農林水産四三七）  
○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同四三八）  
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同四三九）  
○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（同四四〇）  
○未査定液体物質を査定した件（環境一六）

○都市計画に関する件  
（東北地方整備局二六〇二八）  
○荒川水系荒川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更に関する件  
（北陸地方整備局二三）  
○庄内川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件  
（中部地方整備局三五）  
○道路に関する件  
（近畿地方整備局五五〇五九）  
○都市計画に関する件（同六〇）  
○道路に関する件  
（中国地方整備局四四〇四六）  
○都市計画に関する件（同四七）

## 〔国会事項〕

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔皇室事項〕

## 〔官庁報告〕

## 官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）

## 法 務

公証人任免（法務省）

## 勞 働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

## 〔資 料〕

## 閣議決定等事項

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 官庁

司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分、証票無効関係

## 裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係、会社その他

○農林水産省告示第四百三十七号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三十三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣 赤松 広隆

千葉県西条中地すべり防止区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域  
千葉県鴨川市

○農林水産省告示第四百三十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣 赤松 広隆

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数  
四十二隻  
二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十二年三月十六日から同年六月十五日まで

備考

1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までとする。  
2 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 船長は、船内に操業日誌を備え付け、操業中毎日、当該操業に係る年月日、位置、漁獲量及び漁獲努力量を正確に当該日誌に記載しなければならない。  
二 船舶両舷側中央(消失のおそれがある場合)にあつては、左右対称に中央寄り前又は後)及び船橋楼の上部甲板に、空中又は洋上から明確に識別できるように一メートル四方以上の大きさの文字により信号符号を表示しなければならない。ただし、船橋楼の上部甲板に表示できないときは、帆布等に表示し、これを当該甲板上に設置しなければならない。

三 外国の最大低潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域を航行する場合は、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具を格納し、又は収納しなければならない。  
四 南極海洋生物資源保存条約、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約、北西大西洋の漁業及びその今後の多国間の協力に関する条約及び中央ペーリング海におけるすけとうら資源の保存及び管理に関する条約に基づく資源保存管理措置を遵守しなければならない。

五 南極海洋生物資源保存管理委員会が管轄する水域(フランス領ケルゲレン・クローゼット諸島周辺のフランスの排他的経済水域を除く)、南東大西洋漁業機関が管轄する水域及び北西大西洋漁業委員会が管轄する公海水域において操業するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ 水産庁長官がこれらの機関に登録した船舶を用いること。  
ロ イの船舶につき、水産庁長官から登録済みである旨の証明書の交付を受けること。  
ハ 操業期間中は、ロの証明書を船内に備え付けること。

六 天皇海山水域(北緯二十五度の線、東経七十五度の線、北緯五十度の線、西経百七十五度の線に囲まれた水域(アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く))において操業に使用する曳き網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張(底すべりの防止を目的とするものを除く)が取り付けられていないものでなければならない。

七 ロシア連邦の最大低潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該海域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第四百三十九号

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第八条の第二項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農具の型式等について次のとおり報告があつたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

農具の型式等に関する報告表

農具の種類	型式名	合格番号	製造者の名称
農用トラック(乗用型)	ヤンマー KQ505	209044	ヤンマー株式会社
用安全キャブ及び安全フ			
レール			

○農林水産省告示第四百四十号

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第九百九十七号(家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

- 第二十五 大連雪龍蒸有限公司の施設(中華人民共和国・遼寧省大連市甘井子区革鎮堡鎮中草村所在)
- 二十六 グローバル・アグロテック・ヌサンタラ・ラモンガン・プラント株式会社の施設(インドネシア・東ジャワ州ラモンガン県プチュック区所在)

○環境省告示第十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百二一号)別表第一第一号二、同表第二号八及び二並びに同表第三号二並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九号の六第三項の規定に基づき未査定液体物質の査定に関する省令(昭和六十二年総理府令第五号)第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年三月十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

愛媛県豊之浦地すべり防止区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号から豊後水道東沿岸に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域  
愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦

愛媛県豊之浦地すべり防止区域の標柱一覧表

地番	標柱番号
字輪輪場451番3	標柱一号
字高見406番1	標柱二号
字高見406番2	標柱三号
字高見406番3	標柱四号
字高見406番4	標柱五号
字高見406番5	標柱六号
字高見406番6	標柱七号
字高見406番7	標柱八号
字高見406番8	標柱九号
字高見406番9	標柱十号
字高見406番10	標柱十一号
字高見406番11	標柱十二号



家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件新旧対照条文  
 ○ 昭和四十六年十二月一日農林省告示第九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>三 表の農林水産大臣の定める基準に従つて消毒した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するため加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草</p>	<p>物</p>	<p>一〇二十三（略）          （削る。）          二十四（略）          二十五 大連雪龍薰蒸有限公司の施設の施設（中華人民共和国・遼寧省大連市甘井子区革鎮鎮中革村所在）          二十六 グローバル・アグロテック・ヌサンタラ・ラモンガン・プラント株式会社の施設（インドネシア・東ジャワ州ラモンガン県プチュック区所在）</p>	<p>施設</p>
<p>三 表の農林水産大臣の定める基準に従つて消毒した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するため加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草</p>	<p>物</p>	<p>一〇二十三（略）          二十四 大連華龍草業有限公司の施設（中華人民共和国・遼寧省大連市甘井子区革鎮鎮中革村所在）          二十五（略）          （新設）          （新設）</p>	<p>施設</p>